

月報私学

2023
8
VOL.308



川越幼稚園は、コロナ禍の令和3年度に耐震化に伴い園舎を建て替え、新しい園舎で過ごすようになり一年半が経ちました。「こんなところに幼稚園!」と思うほど駅近に立地する当園ですが、園児の遊びや生活する姿からヒントを見だし、少しずつ環境を整えています。旧園舎同様に緑に囲まれ、園児がのびのびと安心して遊べる園環境を目指しています。

写真提供 学校法人えのもと学園 川越幼稚園（埼玉県川越市）

CONTENTS

● 2023年度 若手・女性研究者奨励金 贈呈式	2
● 2024年度 学術研究振興資金にかかる研究計画の公募	4
● 2024年度 若手・女性研究者奨励金にかかる研究計画の公募	5
● 若手・女性研究者奨励金 寄付金付き自動販売機の設置にご協力ください	6
● 私学事業団 融資にかかるQ&A	7
● 連載⑦ 魅力あふれる学校づくりを目指して 「園舎建て替え」長い歴史の中で大切にしてきた教育環境を見つめ直す機会に	8
● 短時間労働加入者に関するよくある質問	10
● 「資格取得報告書」等を提出する際の注意点／ 学校法人等代表者向けの私学健康経営支援サイトをご活用ください	11
● 令和5年度 特定健康診査の結果報告にご協力ください	12
● 加入者貸付制度のご案内	13
● INFORMATION	14
● 宿泊施設のご案内／融資事業のご案内	16

2023年度 若手・女性研究者奨励金 贈呈式

―若手研究者奨励金37件、女性研究者奨励金37件に贈呈―

助成部 寄付金課

私学事業団では、令和5年5月19日に「2023年度 若手・女性研究者奨励金贈呈式」を、東京ガーデンパレスにて開催しました（配付状況については次頁表参照）。

4年ぶりの開催となった本贈呈式には、若手・女性研究者奨励金への支援者や文部科学省などから37名の来賓、関係者をお招きするとともに、「若手研究者奨励金」に選ばれた37名の中から20名、「女性研究者奨励金」に選ばれた37名の中から24名、計44名の研究者に出席いただきました。



若手・女性研究者奨励金 贈呈式

理事長挨拶

はじめに、本事業団理事長 福原紀彦から、次のような挨拶がありました。

「現在の急速な少子化の進行は、日本の社会の衰退を招こうとしています。社会の持続可能性を支えるためには、研究者の数と質を維持しなければなりません。『若手・女性研究者奨励金』は、ユニークでチャレンジングな研究への支援を通し、私立大学の多様で特色ある研究の次世代の担い手の育成を目的としています。とりわけ『女性研究者奨励金』では、結婚・出産などのために研究の中断を余儀なくされていた女性研究者に研究機会を拡大することにより、教育・研究の場におけるダイバーシティ推進に繋げていきたいと考えています。

本事業の趣旨に賛同し、寄付をいただいた企業や団体の皆様に対し御礼を申し上げます。特に近年は、私立大学を退職した研究者や職員からの寄付も増えており、私学が果たす役割の重要性を身をもって実感し、これに協力いただいたものと思っています。

受賞者の皆様が、未来を創る研究者として活躍し、社会の発展に貢献する

ことを祈念しています。」

来賓祝辞（文部科学省）

文部科学省 高等教育局 私学部長 茂里毅様から、次の祝辞をいただきました。

「現在、我が国では、急激な国際化、情報化、少子高齢化に対応すべく、未来の人材を育成する拠点である大学の機能強化を一層加速させていくこととなっています。特に、我が国の高等教育の8割を担う私立大学には、建学の精神に基づく個性や特色を発揮した教育研究活動の一層の充実と多様な人材の育成が求められています。私立大学に対しては、公的な支援に加え民間からのご支援が極めて重要であり、文部科学省としても、寄付者に対する税制

上の優遇措置の充実に取り組んでいるところです。

今後の少子化の中で国力を維持するためには、しっかりと人材を鍛え育んでいくことが重要で、それには研究者の皆様の日々のご研鑽が不可欠です。この受賞を機にますますご活躍されることを期待しています。」

来賓祝辞（寄付者）

若手・女性研究者奨励金にご支援いただいた寄付者を代表して、**第一生命保険株式会社代表取締役社長 隅野俊亮様**（執行役員 柏崎美樹様代読）から、次の祝辞をいただきました。

「研究者の自由な発想での研究を支援すること、また、日本の競争力の向

これまでに若手・女性研究者奨励金にご支援を賜りました寄付者の皆様

（五十音順）

- ・ アークビル株式会社 様
- ・ 一般社団法人日本工業倶楽部 様
- ・ 株式会社アベックス 様
- ・ 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 様
- ・ 株式会社ニトリ 様
- ・ 株式会社三菱UFJ銀行 様
- ・ 共栄火災海上保険株式会社 様
- ・ コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 様
- ・ 第一生命保険株式会社 様
- ・ 大和証券株式会社 様
- ・ 中山福株式会社 様
- ・ 三井住友信託銀行株式会社 様
- ・ 三菱UFJ信託銀行株式会社 様
- ・ ANAホールディングス株式会社 様
- ・ SMBC日興証券株式会社 様
- ・ 寄付金付き自動販売機の設置にご協力くださった学校法人及び設置会社様
- ・ 寄付金付き自動販売機で飲料を購入してくださった皆様
- ・ その他、匿名を希望する寄付者（法人）様及び個人の方々

上を担う若手・女性研究者の育成を図ること、との本奨励金の想いに当社も共感し、支援を続けてきました。当社と繋がりのある企業に紹介する取り組みも行っており、今後支援の輪が一層広がっていくことを祈念しています。

最近ChatGPTを始めとするAI技術が多く普及し始めたことにより、『人間とデジタルの融合・融和した世界の確立』という新たな人間社会の在り方に世の中が変化したと感じています。こうした大きな変革期にあつて、未来を創る若手・女性研究者が担う役割は大きく、皆様の新しいチャレンジングな研究が、日本の新しい未来に繋がっていくことを期待しています。」

選考経過報告

続いて、若手・女性研究者奨励金選考委員会委員長 高野克己氏から、2023年度 若手・女性研究者奨励金の選考経過の報告がありました。

「令和4年8月に公募をし、若手研究者奨励金に114件、女性研究者奨励金に135件、両奨励金合計で249件の応募がありました。

審査においては、『研究の特色・独創性』、『研究の目的』、『研究計画・方法』、『将来性・成長性』の四項目を評価の視点とし、特に『研究の特色・独創性』に評価の重きを置く採択基準を設けています。その基準に従い、23名の選考委員が審査を行い、若手・女性

研究者奨励金選考委員会にて審議を行いました。その結果、若手研究者奨励金37件、女性研究者奨励金37件を採択しました。

受賞した皆様においては、自身が未来に向かって成長するため、そして、学生を『未来を創る人財』として育てていくためにも、今後ご活躍いただくことを期待しています。」

表 若手・女性研究者奨励金 配付状況

年 度 奨励金種類	2023年度		2018年度からの累計	
	件数 (件)	配付額 (千円)	件数 (件)	配付額 (千円)
若手研究者奨励金	37	14,800	204	81,600
女性研究者奨励金	37	14,800	206	82,400
若手・女性研究者奨励金合計	74	29,600	410	164,000

贈呈書授与

次に、福原理事長から、若手研究者奨励金の受賞者を代表して新潟食料農業大学 助教 甲斐慎一先生、女性研究者奨励金の受賞者を代表して東北文化学園大学 助教 山崎真帆先生に贈呈書が授与されました。続いて、本事業団の5名の理事から、42名の受賞者へ贈呈書が授与されました。

代表受賞者の甲斐先生、山崎先生か

日本私立学校振興・共済事業団 2023年度 若手・女性研究者奨励金 贈呈式



福原理事長（右）から贈呈書を授与される
新潟食料農業大学 甲斐慎一助教（左）
研究テーマ：メチオニン給与による筋肉アンセリン・クレアチン量増加の研究

らは、次のご挨拶をいただきました。

「食肉の高品質化に関する研究をしています。一般には応用研究の範疇ですが、私の研究は基礎研究の要素も含まれており、いずれの研究も重要であると感じています。2022年度の応募では不採択となりましたが、審査員から非常に好意的なコメントをいただき、自分の研究コンセプトは間違っていないかった、と大変励みになりました。この度の受賞を受け、基礎分野と応用分野を有機的に連結しつつ、食肉の高品質化の研究へまい進しようと決意を新たにしています。」（甲斐先生）

「私は、東日本大震災の復興支援活動に従事した経験があり、その中で暖かな立場の人々の視点から復興を捉え直すことの必要性を感じたことが、本研究の動機となりました。支援活動をきっかけに被災地に移住する人たちは、



福原理事長（右）から贈呈書を授与される
東北文化学園大学 山崎真帆助教（左）
研究テーマ：「災間」の時代におけるよそ者とレジリエンス

地域社会にとつては『よそ者』で、復興の当事者と言えるのか微妙な立場にあります。こうした曖昧さの中にこそ、災害被害からの回復を促すしなやかさに繋がる要素があるのではないかと考えています。災害が頻発する捉えどころのない時代においてこそ、こうした曖昧な領域の研究が貢献できる部分もあると信じ、皆様の期待に沿えるよう引き続き尽力していきます。」（山崎先生）

先輩受賞者からのエール

2020年度に若手研究者奨励金を受賞した東海大学 准教授 小山孟志先生、同じく2020年度に女性研究者奨励金を受賞した長崎短期大学 准教授 座間味愛理先生から、今年度受賞者に向けたメッセージをいただきました。

「本奨励金に応募した当時の私は、



メッセージをいただいた2名の先輩受賞者
東海大学 小山孟志准教授(左)
長崎短期大学 座間味愛理准教授(右)

特定の競技アスリートを対象とした限定的なテーマを設定しました。しかし、奨励金が採択されたことで、そこから得られた知見を、健康に関する社会的ニーズに対してどのように寄与していくのかを強く意識するようになりました。本年度受賞された皆様においては、この奨励金を有効活用し、最大限の成果を上げられることを祈念しています。」(小山先生)

「私は研究を進める中で産休、育児を取得しましたが、研究者として世の中から取り残されたような遅れを感じ、男性研究者が羨ましい、と思う日もありました。以前のような熱意や自信を無くしかけた状況で復職しましたが、後輩たちが本奨励金に採択されたことを知り、自分もチャレンジしてみたいという気持ちになりました。身近な人が前に進むうとしている姿は、想

像以上に多くの人に影響を与えるものだと思います。本奨励金を受賞した皆さんの取り組みは、周りや次の挑戦者にとっても励みになります。是非このチャンスを広げていってください。」(座間味先生)

最後に、本事業団理事 菊池裕明から「私学事業団は、この奨励金が持続可能なものとなるよう支援の輪を広げ、一層努力していきたいと思っています。企業様、団体様におかれましては引き続きのご支援をお願いいたします。また、この奨励金の重要な財源として、寄付金付き自動販売機からの寄付金があります。現在120を超える私立大学・短期大学に設置していただいています。さらにこの台数を増やし、ここからの寄付金を研究者の皆様へ還元したいと考えています。ご協力のほどをお願いいたします。」と挨拶があり、盛会のうちに贈呈式は閉会となりました。

採択された研究課題は、私学事業団ホームページ(助成業務のご案内)若手・女性研究者奨励金▼「若手・女性研究者奨励金 配付研究課題一覧」に掲載しています。

問い合わせ先(私学振興事業本部)
助成部 寄付金課

03(3230)7316・7319
Eメール kifukin@shigaku.go.jp

2024年度 学術研究振興資金にかかる研究計画の公募

助成部 寄付金課

私学事業団では、私立の大学・短期大学・高等専門学校(以下「私立大学等」といいます。)における学術研究の向上に資することを目的として、昭和50年から「学術研究振興基金」を設けています。本基金の原資は、経済団体や企業等法人、個人等、広く社会一般からの寄付金で、その運用益を「学術研究振興資金」として、私立大学等の優れた研究に配付しています。

学術研究振興資金は、学術研究のための教育研究経費及び設備の取得費、維持費等に要する経費が対象となります。2024年度の公募の概要(予定)は、表2のとおりです。

表2 2024年度 学術研究振興資金 公募の概要(予定)

対象研究	私立大学等に所属する研究者が2人以上で行う共同研究(私立大学等が設置する研究所の研究を含む)で、令和6年4月1日現在で1年以上の研究実績があるもの
対象研究期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
応募件数	1学校につき1件(同一法人が複数の私立大学等を設置している場合、学校ごとに1件ずつ応募ができます)
資金交付金額	研究にかかる対象経費の2分の1以内(学校法人の負担額は交付希望額と同額以上が必要)で、自然科学分野は600万円、その他の分野は300万円を上限とし、総額8,000万円(予定)
応募締切	令和5年10月中旬
選考結果	選考委員会にて選考のうえ、令和6年3月上旬に通知
資金交付時期	令和6年5月下旬

詳細は、8月中旬に電子窓口に掲載予定の公募要領をご覧ください。

応募の際は、学校法人の理事長及び学(校)長連名の「推薦書」が必要です。多数のご応募をお待ちしています。

○応募書類の提出期限

令和5年10月中旬

問い合わせ先(私学振興事業本部)
助成部 寄付金課

03(3230)7319・7320
Eメール kifukin@shigaku.go.jp

2024年度 若手・女性研究者奨励金にかかる研究計画の公募

助成部 寄付金課

私学事業団では、私立大学等に在籍する未来を担う若手研究者や女性研究者に対し、研究に取り組む機会の創設を図るため「若手・女性研究者奨励金」を創設し、平成30年度から配付しています。

この「若手・女性研究者奨励金」は、本事業団が独自で研究奨励金を配付する事業であり、「若手研究者奨励金」と「女性研究者奨励金」の二つの奨励金で構成されています。

「若手研究者奨励金」については、私立大学に在籍する助教やポスト・ドクター等の職に相当する39歳以下の若手研究者を対象として、未来の担い手となる多様な研究者の育成を図る観点から、自ら考え、取り組む研究の機会の提供を目的としています。

「女性研究者奨励金」については、多様な人材の育成を図るうえで女性研究者の一層の活躍が不可欠であるという観点から、出産、育児等さまざまな事情によりその能力等を十分に発揮する機会が得られなかった女性研究者が幅広く応募できるよう、年齢制限を設けず、女性研究者に特化して奨励金を配付することで、女性研究者の活躍

の促進を図り、私立大学等の一層の発展に資することを目的としています。

両奨励金とも、基礎研究・応用研究を問わず、特定の分野に限らない幅広い研究を対象に、既成の概念等にとらわれない、よりユニークでチャレンジングな研究を支援するという特色を特色としており、公募に当たっても応募者本人のこれまでの研究業績を問うことなく、所属長等の推薦等も一切必要ありません。

さらに、研究成果を求めることを重視せず、成否に関わらず、得られた結果を応募者本人の次の挑戦につなげることを期待したものとなっていますので、「自らが取り組んでみたい」という研究テーマでの応募が可能です。

なお、本事業団では、こうした奨励金の特色を生かすためには、財源を社会からの直接の支援によるしくみとすることが望ましいという考えに立ち、寄付金の獲得に努めることとしており、寄付金募集の一環として、「若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機」による募金活動に取り組んでいます（6頁参照）。寄付金付き自動販売機の設

置にご協力いただいた場合、本事業団では寄付者特典として、若手・女性研究者奨励金の応募枠を追加させていただきます。

2024年度の公募の概要（予定）は、表2のとおりです。詳細は、8月中旬に電子窓口に掲載予定の公募要領をご覧ください。

公募通知、応募様式等は電子窓口から新たに取得してください（前年度以前に取得した様式を提出することはできません）。また、応募書類の提出も電子窓口からとなります。郵送での提出はできませんので、ご注意ください。

表1 2023年度 若手・女性研究者奨励金 採択状況（参考）

区 分			若手研究者奨励金			女性研究者奨励金			若手・女性研究者奨励金合計		
			応募 (件)	採択 (件)	採択率 (%)	応募 (件)	採択 (件)	採択率 (%)	応募 (件)	採択 (件)	採択率 (%)
内 訳	学 校 種 別	大 学	108	35	32.4	117	31	26.5	225	66	29.3
		短期大学	6	2	33.3	18	6	33.3	24	8	33.3
		高等学校 専門学校	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	男 女 別	男 性	92	31	33.7	—	—	—	92	31	33.7
		女 性	22	6	27.3	135	37	27.4	157	43	27.4
	合 計		114	37	32.5	135	37	27.4	249	74	29.7

表2 2024年度 若手・女性研究者奨励金 公募の概要（予定）

対 象 研 究	①若手研究者奨励金：私立大学等に所属する、令和6年4月1日現在で39歳以下（昭和59年4月2日以降に生まれた者）の助教又はポスト・ドクター（一部の講師を含む）が1人で行う研究 ②女性研究者奨励金：私立大学等に所属する、女性の助教又はポスト・ドクター（一部の講師を含む）が1人で行う研究
対象研究期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
応募件数	原則として、1学校につき①、②それぞれ1件（同一法人が複数の私立大学等を設置している場合、学校ごとに①、②それぞれ1件ずつ応募ができます） ※「若手・女性研究者奨励金寄付金付き自動販売機」の設置にご協力をいただいた学校法人には、寄付者特典として、①、②のいずれかの応募枠を追加させていただきます。
奨励金交付金額	1件40万円、総額 約3,000万円以内
応募締切	令和5年10月下旬
選考結果	選考委員会にて選考のうえ、令和6年3月上旬に通知
奨励金交付時期	令和6年5月下旬

○応募書類の提出期限
令和5年10月下旬

若手・女性研究者奨励金 寄付金付き自動販売機の設置にご協力ください

助成部 寄付金課

若手・女性研究者奨励金「寄付金付き自動販売機」（以下「寄付金付き自販機」といいます。）は、売り上げの一部が本奨励金の寄付金に充てられる自動販売機です。

本奨励金は、私立大学等（私立の大学、短期大学及び高等専門学校をいいます。以下同じ。）に在籍する若手研究者や女性研究者に対して、研究機会を提供することにより、次世代の担い手となる人材の育成を図ることを目的としています。

本奨励金は、社会一般からの寄付により成り立っています。

私学事業団では、趣旨にご賛同いただける企業等法人や個人の皆様にご支援をお願いしています。

また、学校法人等の皆様を対象として、寄付金付き自販機の設置についてご協力をお願いしています。

寄付金付き自販機の目的

- ① 広く本奨励金制度に対する理解を得ることで、支援の輪の拡大を図ります。
- ② 研究者に対し、本制度の周知を図り、

研究意欲と応募意欲の向上につなげます。

- ③ 購入者に向けて、教育研究や人材育成に対する貢献意識、参加意欲の向上を図ります。

寄付金付き自販機の概要

本事業団では、寄付金付き自販機の設置について、事業者と協力協定を締結し、協力事業者として認定しています。

販売額や一本当たりの寄付金額、手数料等は、あらかじめ設定することはしていません。学校法人等（自販機設置者）の事情に合わせて、協力事業者と協議いただいています。

寄付金付き自販機には、統一したデザインを施工します。デザイン施工に要する経費や設置費用等は協力事業者が負担いたします。

また、寄付金の集金や本事業団への払い込みも協力事業者が行います。初期費用も原則としてご負担いただくことはありません。

寄付金付き自販機の設置以降に、学校法人等（自販機設置者）に対して、費用やお手間がかかることは、原則としてありません。

新規導入だけでなく、既に設置している自販機を寄付金付き自販機に転換することが可能な場合があります。

令和5年6月末時点で、119法人延べ183台の設置にご協力いただいています。

寄付金付き自販機設置による特典

寄付金付き自販機の設置にご協力をいただきました学校法人には、寄付者特典を設けています。

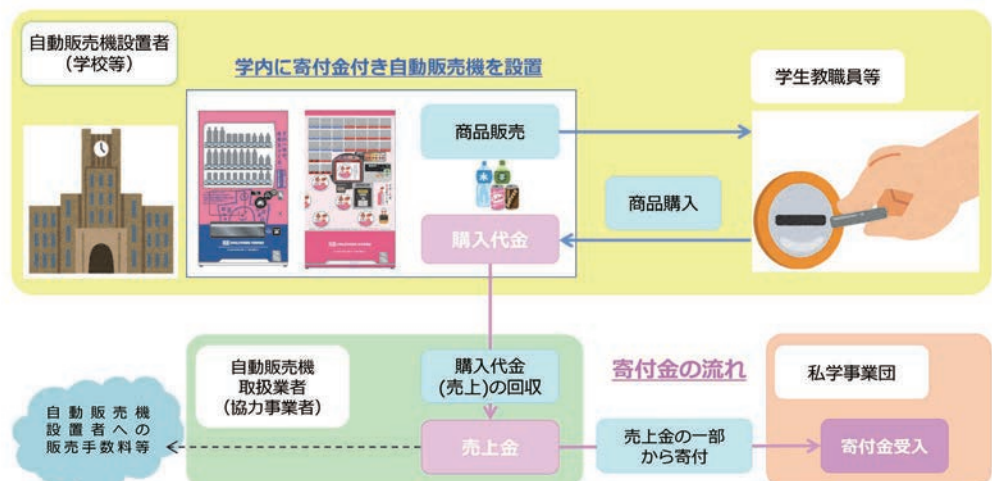
応募に当たり、若手研究者奨励金、女性研究者奨励金のいずれかについて応募枠を追加することができます（内容は見直されることがあります）。

～その一本が未来をつくる～

本奨励金は、個人や企業等法人などの社会一般の皆様の寄付によって成り立っています。

私立大学等の未来を担う若手研究者及び女性研究者のために、ぜひ設置にご協力をお願いします。

なお、設置をご検討の学校法人等は、本事業団寄付金課までご連絡ください。ますようお願いいたします。



問い合わせ先（私学振興事業本部）
助成部 寄付金課

☎ 03(32330) 7316・7319

Eメール kitukin@shigaku.go.jp

私学事業団 融資にかかるQ&A

融資部 融資課

学校法人等から、私学事業団融資課によく寄せられる質問をQ&A形式でまとめましたので、ご参照ください。

融資対象事業

Q1 どのような事業を行うときに事業団資金の融資を受けることができますか。

A1 校舎・園舎・体育施設・遊戯室・講堂・寄宿舎・合宿所などを新築・増築・改修・買収する事業、校地・園地・運動場用地などを買収・造成する事業、実験・実習用機器や通学（園）バスを購入する事業など、私立学校教育の振興のために必要な事業に対して幅広く融資を行っています。実施事業により、貸付費目、貸付条件等が異なります。詳しくは私学事業団ホームページをご覧ください。また、融資課までお問い合わせください。

年度途中の融資相談

Q2 年度途中からでも融資の申し込みはできますか。

A2 融資のご相談は一年を通していつでも受け付けています。本事業団

の融資計画額に余裕のある限りご希望に沿うようにしていますので、お気軽にご相談ください。

融資額の上限

Q3 融資額に上限はありますか。

A3 ①事業費による査定、②法人の資産による査定、③担保物件による査定を行い、最も低い金額を上限として融資額を決定します。

返済期間の設定

Q4 返済期間はどのように決まりますか。

A4 所定の返済期間の範囲内で学校法人の希望により期間を決めることができます。返済期間によって適用金利が異なります。

貸付金利の決定

Q5 金利はどのように決まりますか。

A5 契約時（月）の金利を適用し、償還完了まで変わらない固定金利です。本事業団では資金調達（財政融資資金）の関係から毎月1日に金利を見

直しており、融資の申し込みをいただいてから融資の契約までの間に金利が変更となる場合もありますので、あらかじめご承知置きください。なお、最新の金利は私学事業団ホームページでご確認ください。

担保物件

Q6 担保物件は必要ですか。

A6 土地（校地）及び土地の上に存在している建物を担保として提供していただきます。なお、評価するのは土地のみとし、本事業団において評価額を算出します。

融資までの手続き期間

Q7 融資の申し込みをしてから融資実行までの手続きはどのくらいですか。また、その期間はどのくらいですか。

A7 通常の場合、融資手続きは次のようになります。

- ① 資金借入申込書の提出
- ② 借入事業関連資料の提出
- ③ 融資審査
- ④ 融資契約関係書類の提出
- ⑤ 貸付金決定通知の交付
- ⑥ 融資契約の締結
- ⑦ 資金交付

審査には、②借入事業関連資料の提出から⑦資金交付までおおむね2か月程度要します。②借入事業関連資料が

整うまで③融資審査が終了しませんので、お早めに提出してください。なお、②から⑦までの手続きは各法人の資金希望時期に対応して事務を行っています。

令和5年度の変更点等

Q8 融資制度の変更点はありますか。

A8 主な変更点は次のとおりです。

- ① 大学・高専機能強化支援事業への支援を開始しました。
- ② 利子助成制度について、返済期間30年の場合の助成率が見直されました。
- ③ 連帯保証人について、財務状況や財務情報の公表状況等により必要とされた場合のみ設定するよう制度を見直しました。
- ④ 大学附属病院に対する返済期間30年の融資について、金利を従前の水準から引き下げました。

なお、耐震改築・耐震改修事業及び大学附属病院の建て替え事業に対する利子助成制度、並びに幼稚園・認定こども園に対する融資条件の優遇については、4年度に引き続き実施されます。

問い合わせ先（私学振興事業本部）

融資部 融資課

☎ 03(3230)7862～7864

7866～7868

Eメール yushi@shigaku.go.jp

魅力あふれる学校づくりを目指して

連載 ⑦

「園舎建て替え」

長い歴史の中で大切にしてきた教育環境を見つめ直す機会に

学校法人えのもと学園 川越幼稚園 園長 榎本 円まどか

◆今秋創立119年

学校法人えのもと学園川越幼稚園は明治37年に創立しました。日露戦争の年です。太平洋戦争時代ともなると、園児の送迎中に戦闘機の攻撃があり何度も危険な目にあったそうで、一時休園しましたが、終戦後まもなくに再開しました。物資の無い時代、日よけによしずを張っての保育だったと聞いています。その後、現在の地に木造の園舎を建てました。



初代の木造園舎

昭和44年11月に二代目の園舎が落成し、その後平成6年に園庭真向い南側の土地に高層マンションを建設する計画が知らされました。当時の園長は苦

悩の末、「子どもたちのためにお日様を買おう」と約1200㎡の土地を購入、横断歩道で行き来のできる広い園庭に変わりました。新園庭の一角には保護者の会でも使用できるよう二階建て「アイリスホール」を建設、その後一階を預かり保育室に替え、園児が夕方まで安心して過ごすことができるようにしました。

◆自然との触れ合いの中で育まれる感性

初代園長が掲げた教育理念の一つに、「子どもは自然の中におくのがいい」というものがあります。二つの園庭には子どもたちに四季を感じさせる樹木がたくさん植えられました。銀杏いちょうの木は秋には実が鈴なり、独特なおおいに「クサイクサイ」と鼻をつまみながら木の下を通った記憶が鮮明に残っています（私自身二年保育の卒園生です）。小さな袋に銀杏ぎんなんを入れて持ち帰ったものです。砂場には木陰をつくる枇杷びわの木があり、可愛らしい花を咲かせ、小さな実がだんだんと大きく色づく過程を見せてくれます。収穫した枇杷を園庭で肩を並べていただき、その美味し

たロータリークラブから寄付していただいた3本のりんごの木があり、それぞれよく手入れをしてきたこともあり、長年子どもたちに植物の成長と四季を教えてくれました。

また、二代目園長が先代の思いを引き継ぎ、園から約2キロ離れた田んぼを買って盛り返り土をして、「付属施設 自然園」をつくりました。ケヤキやヒマラヤ杉の他、数々の実のなる樹木がある雑木林、畑、そして訪れた園児が過ごせる「慈童館じどうかん」もあります。毎週スクールバスで学年ごとにお弁当を持って遊びに出かける園児の「とおきのおき場所」でもあります。代々番犬も飼っていて、現在は訓練所にて訓練を済ませた一歳の柴犬が見張り番と園児のお出迎えをしています。番犬との触れ合いも子どもたちの心を癒し、優しい心を育んでいます。



五感を存分に刺激する園児の大好きな自然園

◆新園舎へ抱く夢と想い

多くの園児と家族、教職員の違いが出がまった旧園舎でしたが、老朽化と耐震基準に満たない箇所があることを理由に建て替えを決意しました。約5年の構想期間を経て令和3年工事着工、4年3月末に新園舎完成、同年10月に新園庭が完成しました。

28年前に「子どもたちのためにお日様を買おう」と一大決心のうえ購入をした園庭に新園舎を建設し、旧園舎の跡地に園庭を作りました。以前と配置を入れ替えた形です。仮園舎をつくって元の場所に新園舎を建てるという考えもありましたが、建設期間中に園生活を通う園児たちのことも考えての決断でした。この土地のおかげで建て替え工事が構想通りに進められたことを先代の園長に感謝すると共に、これまで時代と共にさまざまな荒波を超え繋げてきた子どもたちへの愛情と幼児教育に寄せる願い・使命感を改めて受け止め、具体的に向き合う大きな機会となりました。

新園舎建築構想のうえで大切に考えたことは、三つありました。

- 1 園児も保護者も教職員も安心ができる開放的、かつ明るい園舎
 - 2 シンブルで園児・教職員共に行き来がしやすく、心通わせられるつくり
 - 3 卒園生にも懐かしんでもらえるように思いを残す
- 旧園舎は地上2階、半地下のある珍

しい建物でした。保育室は南向きで明るさはありましたが、やはりホールや事務室のある地下は暗く、考えものでした。園の窓口となる事務室が地下ということで保護者をはじめ来客者には不便をおかけしていたと思います。新園舎はエントランスから南園庭に向けて開放的に見通せるため非常に明るく、夏場は風も抜けてとても爽やかです。また、園舎内天井を高く確保し、外観同様すべて白を基調としたこともあり開放感に溢れています。



小さな南園庭は日当たりもよく水遊びにも最適

預かり保育室はこれまで別棟でしたが一体化し、夕方まで安心して外遊びができるように、と内庭をつくりました。遊び・保育活動の内容に合わせて、広い庭と使い分けています。未就園児を対象に、内庭で親子が一緒に遊びながら園生活を感じてもらえる機会も作っています。

また、すでに9000人を超える卒園生への思いも込めて、旧園舎にあったステンドグラスを新園舎の窓にはめ込み、園児が語らい座っていた古い木製のラクダのベンチなども残しました。

◆樹木の伐採から一年が経って

建て替えを機にどうしても樹木の伐採が必要となりました。砂場の枇杷とヒマラヤ杉だけは無理を言って何とか残してもらいました。枇杷の古木は元気を失うことなく今夏もたくさんの実をつけ、全園児が一粒ずつ味わうことができました。園庭のまわりに植えられた苗木が少しずつ大きくなり、春にはソメイヨシノやハナミズキが、初夏にはユスラ梅や金柑が花を咲かせ実をつけ、建て替えから過ぎた月日を感じさせてくれました。



砂場にある枇杷、木陰をつくってくれます

◆自園の伝統を改めて感じて

建て替え工事中、園庭で遊ぶ子どもたちには何かと不便を感じさせていた

と思いますが、環境の変化に戸惑うことはありませんでした。「どうやって作ったの?」「一緒に遊ぼうよ」「大丈夫?」などさまざまなやりとりの中で子どもたちは感情を自由に表し、感じとり、相手の気持ち・自分の気持ちを理解して、関わり方も覚えていきます。遊びの中で探求心や自己表現を発揮し、満足できる時間・体験が、気持ちの切り替えと集中力につながっていきます。皆で気持ちを合わせて歌を歌ったり、友だちと共に集中をしてよく考えたり、向き合ったりする中で協調性も育まれています。当たり前のような園児の日常も、教職員を含めた環境によつて作られていくことを再認識すると共に、園の伝統として何を大切にしてきたのかを根底に、園児に必要な教育的環境とは何かを追求する期間ともなりました。

◆幼児にとつての「遊び」を考え、環境活用に工夫を

幼児にとつてのびのびと自己表現ができる方法はまずは「遊び」です。園において自由な中にルールがあり、それを毎日の生活の中で小さな二歳児も「規律」として身に付けながら、自分で考え、選び、工夫をして遊んでいるわけです。手足を大きく動かして駆け回っていたかと思えば、友だちと共にじっくりとわからないことを調べていたり、指先に意識を集中して壊さないように砂のケーキ作りをしたりなど、

緩急ある活動が脳にどれだけの刺激をもたらすかはいわずもがなの世界です。相手の表情や声を聴いて共感し合うことで育つ「思いやり」「他者理解」、認められることで育まれる「自己肯定感」、夢中になった先にある「発見」がさまざまな場面においての「意欲」「自信」につながっていることは確かです。そのすべてが詰まっているのが遊びの時間です。

教職員同士が気持ちを新たに「教育的環境」について語ることが増えました。環境をどのように工夫して活用するか、園児の生活から気づかされることもあります。新園舎での生活はまだ一年半です。環境は新しくなりましたが、そこには過去・現在そして未来へとたくさんの方々の希望・願い・思い出が引き継がれていくものだと思います。園児との一年は本当にあつという間に過ぎていきます。そのような毎日の中で、目の前の子どもたちと共に、また、子どもたちからも学びを受けながら、人としての優しさや夢を追い求め、そして引き継がれてきたものに立ち返ることを忘れずに、ここからの歴史を築いていこうと思っています。

◆◆◆寄稿者紹介◆◆◆

榎本 円（えのもと まどか）
平成28年4月 園長就任

短時間労働加入者に関するよくある質問

業務部 資格課

令和4年10月から、特定学校法人等となる学校法人等の規模要件について、70歳未満の通常の加入者数が501人以上から101人以上に引き下げられました。

このことから、短時間労働加入者の資格取得に関するよくある問い合わせをQ&Aで説明します。

週の所定労働時間が20時間以上

Q1 週の所定労働時間が一定でない人はどう判断しますか。

A1 就業規則や雇用契約書等で、通常の週（祝祭日や夏期休暇等の休日を含まない週）に勤務すべきこととされている時間が判断基準になります。

なお、雇用契約書等に週の労働時間が明記されていないなど週の労働時間による判断が難しい場合は、一定の計算方法により算出します。

◆一定の計算方法により算出するものは次のような場合です

①所定労働時間が1か月と定められている場合

↓1か月の所定労働時間を12分の52で除した時間（1か月の所定労働時間×12か月／52週で算定）

②所定労働時間が1か月と定められており、夏期休暇等のため特定の月の所定労働時間に例外的な長短がある場合

↓特定の月を除いた通常の月の所定労働時間を12分の52で除した時間

③所定労働時間が1年と定められている場合

↓1年の所定労働時間を52で除した時間

④4週5休制など1週間の所定労働時間が短期的かつ周期的に変動し一定でない場合等

↓当該周期における1週間の所定労働時間を平均して算出

月額賃金が8万8000円以上

Q2 賃金の月額に要件にはどのようなものが含まれますか。

A2 月額賃金8万8000円以上の算定対象は、基本給及び諸手当です。ただし、臨時の賃金（結婚手当等）、時間外割増賃金、通勤手当、家族手当等、就業先によって必ずしも支給されないような諸手当は含みません。

なお、この賃金の要件を満たし、短時間労働加入者となると、「資格取得報告書（短時間労働加入者用）[DL](#)」や「標準報酬基礎届書[DL](#)」に記入する報酬月額、通常の加入者と同様に労働の対償として経常的に受けるものはすべて含まれます。報告書等を記入する際は、要件の判定の際に算入しなかった諸手当も含めた報酬月額を報告してください。

Q3 短時間労働加入者として資格取得した後、月額賃金が8万8000円未満となった場合、資格は喪失しますか。

A3 原則として、資格取得後に雇用契約等が見直され、月額賃金が8万8000円を下回ることが明らかになった場合等を除き、加入者の資格を喪失することはありません。

Q4 時給、日給等について、月額賃金に換算した額はどのように算出したらよいですか。

A4 就業規則や雇用契約書における通常の週の所定労働時間と1か月の所定労働日数により月額に換算した額となります。

2か月以上の雇用が見込まれる

Q5 雇用期間が2か月を超える見込みがあったため、加入者資格を取得

しましたが、当該期間を超えなかった場合、加入者資格を取り消すことはできますか。

A5 雇用時に2か月を超える見込みがあった場合、結果として雇用期間が2か月未満になったとしても、加入者の資格取得を取り消すことはできません。

通常どおり雇用期間が終了した時点で「資格喪失報告書[DL](#)」を提出してください。

Q6 雇用期間が2か月以内である場合でも、雇用期間が2か月を超えることが見込まれることとして取り扱われることはありますか。

A6 雇用期間が2か月以内であったとしても、次の①②のいずれかに該当するときは、定めた期間を超えることが見込まれることとして取り扱います。

①就業規則、雇用契約書等その他書面において、その契約を更新する旨又は更新する場合がある旨が明示されていること

②同一の学校等において同様の雇用契約に基づき雇用されている人が更新等により2か月を超えて雇用された実績があること

注 ①②のいずれかに該当しても、労使双方により2か月を超えて雇用しないことを合意しているときは、定めた期間を超えて使用されることが見込まれないこととして取り扱います。

「資格取得報告書」等を提出する際の注意点

業務部 資格課

◆電話番号を必ず記入してください

「資格取得報告書DL」や「所属学校等変更報告書DL」は、加入者情報を登録する前に、記載された学校番号が正しいかどうかのチェックを行います。チェックは、報告書の右上にある「事務連絡先電話番号」により行いますので、私学事業団に登録している法人所在地、学校所在地、連絡先のいずれかの電話番号の下4桁を必ず記入してください。記入漏れや登録していない番号を記入した場合は、確認に時間がかかり、処理の遅れにつながります。

電話番号は、学校番号に紐づけていますので、学校番号の記入漏れや記入誤りにも注意してください。

電話番号を変更するときは、「学校法人等異動報告書DL」を提出してください。

◆20歳以上の人は基礎年金番号を必ず記入してください

基礎年金番号が未記入の場合は、原則、資格取得の処理ができません。20歳未満の人や、日本で初めて住民登録をした外国籍の人以外は、基礎年金番号が必ず付番されています。基礎年金番号通知書等で確認のうえ誤りのないよう記入してください。

なお、基礎年金番号が不明な場合は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

◆住民票住所を記入してください

「資格取得報告書DL」に記入する加入者の住所は、住民票の住所を記入してください。

住民基本台帳と異なる氏名や住所を記入した場合、マイナンバーを収録できないことがあります。

なお、加入者のマイナンバーは、学校法人等が確認のうえ、誤りのないよう記入してください。

◆電子媒体の報告を利用してください

「資格取得報告書DL」は電子媒体でも報告できます。報告事項には、マイナンバーを含みますので、必ず暗号化を行ってください。私学共済ホームページに電子媒体暗号化ツールを掲載していますので、ダウンロードをしてご利用ください。

なお、提出する際には、誤送付等による情報漏えいを防止するために、配達記録が残る方法（簡易書留等）の利用を推奨します。

詳しくは、私学共済ホームページ「私学共済事業のご案内」▼資格と掛金等▼電子媒体での申請をご覧ください。

医療保険者に策定が義務付けられたデータヘルス計画においては、健康的な職場環境の整備や従業員の健康意識・生活習慣の改善に向けた取り組みを、医療保険者が事業主との協働のもとで推進すること（コラボヘルス）が求められています。

学校法人等代表者向けの私学健康経営支援サイトをご活用ください

福祉部 保健課

私学事業団においては、第二期データヘルス計画（平成30年度～令和5年度）に基づき、コラボヘルスの一環として、私学共済ホームページ内に学校法人等代表者向けの「私学健康経営支援サイト」を設置しています。このサイトには、教職員の健康情報をより分かりやすく掲載しています。また、加入者にかかる令和3年度特定健康診査実施率の都道府県別上位校も掲載していますので、学校法人等の健康経営のために活用してください。

◆掲載内容

- ① 特定健康診査実施率
- ② 特定保健指導実施率
- ③ リスク分布図（肥満・血圧・脂質・血糖・肝機能）
- ④ 学校訪問型特定保健指導
- ⑤ 健康情報

場合は、保健課健康管理係にお問い合わせください。

なお、4年7月以降に新たに適用となった学校には、5年8月にログインID・パスワードをお知らせします。



（ログイン画面イメージ）

令和5年度 特定健康診査の結果報告にご協力ください

福祉部 保健課

今年度の特定健康診査の実施については、6月下旬に関係書類を学校法人等宛てに送付しました。

特定健康診査及び特定保健指導にかかる学内掲示用ポスターを同封しましたので、加入者への周知に活用してください。

また、被扶養者は、加入者を通して配付した特定健康診査受診券（セット券）を使用して受診するよう周知をお願いします。

◆健診結果データの作成・提出

加入者の特定健康診査は、学校法人等が行う定期健康診断結果を活用します。学校法人等又は委託先の健診機関で健診結果データを作成し、提出してください。

作成の際は、6月下旬に学校法人等へ送付した「特定健診元気ガイド（事務担当者用）」を参考にしてください。私学共済ホームページ（私学共済事業のご案内）▼刊行物▼事務担当者向けの刊行物」にも掲載しています。

◆提出時の必須項目

健診結果データに不備があると特定保健指導の判定処理ができません。提出する際には、表の基本的な健診の項目に漏れないよう確認してください。

表 基本的な健診の項目

健診実施年月日	①
加入者番号・氏名・生年月日・性別	
身体計測 身長・体重・BMI・腹囲	
血 圧 最高血圧・最低血圧	②
血中脂質 HDLコレステロール・LDLコレステロール又はnon-HDLコレステロール（食後採血が中性脂肪400mg/dl以上の場合）・中性脂肪(TG)	
肝機能 GOT(AST)・GPT(ALT)・γ-GTP(γ-GT)	
血 糖 空腹時血糖、HbA1c又は随時血糖（食後3.5時間以上）	③
尿 検 査 尿糖・尿蛋白	
既往歴・自覚症状・他覚症状	
標準的な質問票 「血圧」「血糖」「コレステロール（中性脂肪も含みます）」をそれぞれ下げる薬の使用の有無	③
喫煙の有無	

例年、次の①～③に不備が目立ちますので注意してください。

① 健診実施年月日等

特定健康診査に代えて提出する定期健康診断結果は、当該年度中に実施した健診に限ります。健診実施日が令和5年度中（5年4月1日～6年3月31日）であることを必ず確認してください。

また、加入者番号等のない健診結果は無効になりますので、漏れないようにしてください。

② 血糖（空腹時血糖、HbA1c又は随時血糖（食後3・5時間以上））

血糖値の測定に際しては、定期健康診断を実施する健診機関に確認し、空腹時血糖、HbA1c又は随時血糖（食後3・5時間以上）を記入してください。

③ 標準的な質問票

特定健康診査では、健診結果の他に質問項目として「血圧」「血糖」「コレステロール（中性脂肪を含みます）」をそれぞれ下げる薬の使用の有無及び喫煙の有無の回答が必須です。

学校法人等が行う定期健康診断を健診機関へ委託する際には、①～③の必須項目を含む健診結果の作成を依頼してください。

電子媒体での健診結果提出にご協力ください

電子媒体での提出の場合、以下1・2の方法で作成データを事前にチェックでき、不備による照会・返送を減らすことができます。学校法人等の負担軽減になりますので、電子媒体での提出にご協力をお願いします。

1. 学校法人等がデータを作成する場合

「健診結果Excelデータ作成・チェック機能」をダウンロードすることで、対象者の健診結果の入力・チェックができます。

2. 健診機関（病院等）がデータを作成する場合

「健診結果XML・CSVデータチェック機能」をダウンロードすることで、健診機関が作成した健診結果データのチェックができます。

この場合、学校法人等で実施するのはデータのチェックのみです。

ただし、データ作成への対応及びそれにかかる費用については健診機関によって異なりますので、健診機関に直接お問い合わせください。

1・2とも、操作手順等の詳細は「特定健診元気ガイド（事務担当者用）」又は私学共済ホームページをご覧ください。

◆健診結果データチェック機能の活用
私学共済ホームページ（私学共済事業のご案内）▼福祉事業▼特定健康診査・特定保健指導▼特定健診に関する事務手続き▼健診結果データチェック機能」に掲載しているファイルを使用することで、不備のない健診結果データが作成できます。操作説明書を参照のうえ、ぜひ活用してください。

◆健診結果の提出をお願いします

健診結果の提出後は、健康情報冊子の発行や対象者への特定保健指導の案内など、健康を維持するためのサポートを実施しています。健診結果の提出が大切な教職員の健康維持につながります。必ず健診結果を提出してください。

加入者貸付制度のご案内

福祉部
貯金・貸付課

加入者の皆さんが臨時に資金を必要とするときにその資金を貸し付ける制度です。目的に応じて6種類の貸付けがあります。

一般

臨時の資金に

- ▶ 貸付金額
標準報酬月額6か月分まで
(最高200万円)
- ▶ 生活資金、借入金の返済などは対象となりません。

教育

入学費用・授業料に

- ▶ 貸付金額
標準報酬月額12か月分まで
(最高500万円)
- ▶ おおむね1年以内に必要とする教育資金が対象となります。

結婚

結婚費用に

- ▶ 貸付金額
標準報酬月額6か月分まで
(最高200万円)
- ▶ 婚姻日又は挙式日の前後6か月以内に申し込みをしてください。

住宅

住宅の購入、リフォーム費用に

- ▶ 貸付金額
申し込み時点での退職手当金額+上乗せ額まで
(最高2,000万円)
- ▶ 半年払償還併用可
- ▶ 申し込みの際に、団体信用生命保険(注1)に加入できます。

災害

非常災害時に

- ▶ 貸付金額
標準報酬月額6か月分まで
(最高200万円)
- ▶ 災害発生日以後、1年以内に申し込みをしてください。

医療・介護

5日間以上の入院又は介護施設利用に

- ▶ 貸付金額
標準報酬月額6か月分まで
(最高200万円)
- ▶ 入院後又は介護施設入所・利用後6か月以内に申し込みをしてください。

注1 「団体信用生命保険」は、住宅貸付を借り受けている加入者が、償還途中で死亡又は所定の高度障害状態になった場合、生命保険会社が本人に代わって貸付金残高を支払う制度です。

注2 被災により住宅工事等の資金が必要な場合、「特例住宅貸付」(年0.25～1.26%、固定金利)を利用できます。

貸付共通事項

1 貸付けの申し込みができる人

加入者期間が引き続き1年以上ある加入者

- * 住宅貸付は、年金等給付の加入者期間が引き続き5年以上ある加入者
- 特定教職員等及び任意継続加入者は、申し込むことができません。
- 借り換えが頻繁な場合や貸付残高が多額の場合などは、審査時に償還の確実性を確認するために、追加書類の提出を求めることがあります。

2 貸付けの利率

変動金利 年**1.26%**(令和5年8月1日現在)

* 災害貸付は年0.25～1.00%(固定金利)

3 貸付けの申し込み手続き

- 貸付けの申し込み手続きは、すべて学校法人等を通して行ってください。
- 申し込み締め切りは毎月15日(必着)で、送金日は翌月2日となります。
- 毎月16日から月末までに申し込んだ場合、希望により翌月22日送金も行っています。なお、22日送金を希望する場合は、貸付申込書右下の「貸付送金日」欄の「22日」を○印で囲んでください。

4 貸付けの償還

- 返済(元利均等償還)は、毎月、定期償還額を学校法人等が報酬等から控除します。
- 償還途中に、貸付金額の全部又は一部を任意に償還することができます。
- 加入者の資格喪失時は、一括全額返済(即時償還)となります。退職手当を支払う場合は、学校法人等が控除し、償還額に充てます。

加入者貸付制度のメリット

- ① お得な低利率
- ② 申し込み時の手数料及び担保・保証人が不要
- ③ 任意償還(繰上返済)時の手数料が無料

詳しくは、私学共済ホームページ[私学共済事業のご案内▶福祉事業▶加入者貸付]をご覧ください。

私学事業団ホームページ <https://www.shigaku.go.jp/>助成業務 https://www.shigaku.go.jp/s_home.htm共済業務 <https://www.pmac.shigaku.go.jp/> (私学共済ホームページ)

共済業務

共済事業本部

〒113-8441 東京都文京区湯島1-7-5

☎03(3813)5321(代表)

電話照会の際は、学校記号番号、加入者番号が
確認できるものをお手元にご用意ください。標準報酬の報告漏れがないよう
注意してください

標準報酬(標準報酬月額及び標準賞与額)は、毎月の掛金等の計算や、短期給付金及び将来の年金等給付を算定する基礎となる重要なものです。私学共済ホームページ〔よくある質問〕にも「報酬に関するQ&A」を掲載していますので、参考にしてください。なお、掛金等の徴収の時効により、2年以上遡及しての報告・訂正はできませんので、報告漏れ等のないよう注意してください。

●報告時に使用する書類

標準報酬にかかる主な報告書類は、次のとおりです。

- 毎年7月に必ず報告(4・5・6月の報酬)
→「標準報酬基礎届書DL」
- 賞与等が支払われたとき →「賞与等支給報告書DL」
- 身分変更や転居などで固定的給与が変わり、報酬が大きく変わったとき(従前と比べ2等級以上の増減)
→「標準報酬月額改定届書DL」

その他、要件に該当した場合には即時改定用や、産休・育休終了者用、年平均用の「標準報酬月額改定届書DL」を提出してください。

●確認通知書

報酬に基づく処理結果として、「学校法人等用」及び「加入者用」の確認通知書を学校法人等宛てに送付します。

加入者用の確認通知書は必ず加入者へ配付し、双方で報告内容を確認してください。

掛金等の請求時期は、学校法人等用の確認通知書に、処理が反映される調定月を記載しています。

※令和5年の標準報酬基礎届書の提出期限は7月10日(月)です。まだ提出していない場合は、至急提出してください。 【業務部 資格課】

レターデジタル版をご利用ください

レターデジタル版は、私学共済ホームページ〔トップページ〕の注目ワード「レター」をクリックして閲覧することができます。掲載場所を加入者の皆様に伝えていただくことで、私学共済制度の内容や手続きなどをお知らせすることができます。

ぜひ加入者へ周知をお願いします。

【広報相談センター 広報班】

特定健診結果と健康情報冊子
「QUPiO Plus」を送付します

学校法人等から提出された特定健診データに基づく健診結果を掲載した健康情報冊子「QUPiO Plus(クピオ プラス)」を順次送付します。

特定保健指導の対象者には特定保健指導利用券とガイドブックを同封しますので、加入者に配付してください。

冊子に記載してある認証コードでWeb版にログインすると健康情報を閲覧でき、ヘルスケアポイントが付与されます。貯まったポイントで健康グッズなどの商品と交換ができますので、ぜひ加入者へ周知をお願いします。 【福祉部 保健課】



(冊子イメージ)

8月の共済業務スケジュール

2日(水)	貸付 送金
6日(日)	貸付 7月分定期償還期限
10日(木)	貯金 払込期限(必着)
15日(火)	貸付 9月4日送金申し込み・任意償還申出締め切り
21日(月)	貯金 送金
22日(火)	貸付 送金
25日(金)	貯金 払戻・解約請求締め切り 積立共済年金 脱退申出等締め切り
28日(月)	掛金等 7月調定分口座振替(自振校のみ) 貸付 8月分定期償還口座振替
31日(木)	掛金等 7月調定分納期限 貸付 9月22日送金申し込み締め切り

9月の共済業務スケジュール

4日(月)	貸付 送金
6日(水)	貸付 8月分定期償還期限
8日(金)	貯金 払込期限(必着)
15日(金)	貸付 10月2日送金申し込み・任意償還申出締め切り

INFORMATION

(「月報私学」はホームページにも掲載しています)

助成業務

私学振興事業本部

〒102-8145

東京都千代田区富士見1-10-12

☎03(3230)1321(代表)

助成業務の貸付金にかかる償還のご案内 (令和5年9月分)

助成業務の貸付金にかかる元金・利息の償還については、契約締結後に送付した「償還年次表」及び後日送付する「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」を参照のうえ、払込指定期日までに私学事業団指定口座に入金してください。

払込指定期日を過ぎますと、その翌日から支払日(本事業団の口座に入金された日)までの期間について、延滞金が発生しますのでご注意ください。

また、償還金の振り込みに当たっては、次の点にご留意ください。

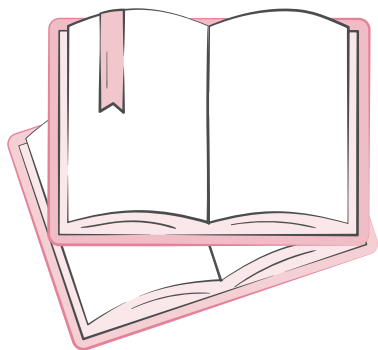
- ① 「貸付金返済期日のご案内(払込通知書)」の「振込依頼書」を使用し、「電信扱い」にしてください。
- ② インターネットバンキング等を利用する場合は、「振込依頼書」に記載の法人番号と法人名を通信欄に入力して、お振り込みください。
- ③ 償還金は、設置学校ごとに分割して振り込まず、必ず「学校法人単位」で一括してお振り込みください。

※私学事業団ホームページ「助成業務のご案内▶融資▶貸付金にかかるご返済について(令和5年9月分)」も併せてご覧ください。

【融資部 融資課】

☎03(3230)7871~7874

Eメール yushi@shigaku.go.jp



受配者指定寄付金の配付申請について

受配者指定寄付金の配付は、年間を通して対象事業の支払い状況に応じた申請が可能です。当制度は、「教育の振興、その他公益の増進に寄与するための支出で、緊急を要するものに充てられること」を要件としています。学校法人の皆様におかれましては、寄付金残高をご確認いただき、計画的な配付申請をお願いいたします。

なお、配付申請書類の提出につきましては、毎月、配付を希望する月の5日必着(5日が土・日曜日及び祝日の場合はその翌営業日)を締め切りとしています。原則として、配付を希望する月の前月末までに受領書が発行された寄付金が配付対象になりますので、ご注意ください。※寄付金残高は、私学事業団「学校法人ポータルサイト」内の「寄付金システム」でもご確認いただけます。学校法人ポータルサイトの閲覧には電子証明書が必要です。詳しくは、本誌4月号(VOL.304)5頁をご参照ください。

※制度全体については、受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」をお読みください。

参照：私学事業団ホームページ「助成業務のご案内▶受配者指定寄付金▶受配者指定寄付金「寄付金事務の手引」」

【助成部 寄付金課】

☎03(3230)7317・7318

Eメール kifukin@shigaku.go.jp

「私学情報資料室」のご案内

私学事業団九段事務所1階の「私学情報資料室」では、大学・短期大学法人の規程集などを学校法人のご協力により収集し、経営相談業務に活用させていただいています。

また、各学校法人の相互利用の観点から、規程の改正などの参考として学校法人の役職員は閲覧できますので、ご活用ください。

【私学経営情報センター 私学情報室】

☎03(3230)7846~7848

Eメール center@shigaku.go.jp

宿泊施設のご案内

加入者のご予約は公式ホームページからの予約が断然お得です

HOTEL, BANQUET & RESTAURANT
仙台カーテンパレス

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡4-1-5 ☎022(299)6211(代表)
JR「仙台」駅(東口)から徒歩3分。地下鉄東西線「宮城野通」駅(北1出口)から徒歩1分 <https://www.hotelgp-sendai.com>

「廻鮮寿司塩釜港」握り寿司の夕食付き 1泊2食プラン

1泊2食(1名様) **13,000円～**
取扱期間：通年(火曜～土曜日限定、祝日・年末年始を除きます)
・夕食は「握り寿司」又は「海鮮丼」からお選びください(テイクアウトも可能です)。最終のご入店は19:30ですが、来店時間の予約をおすすめします(テイクアウト・イートイン共通)。
・朝食はホテル館内のレストラン「楓」でのバイキング(7:00～9:00)です。



「廻鮮寿司塩釜港」握り寿司 (イメージ)

軽井沢 すずかる荘

〒389-0111 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3607 ☎0267(45)7311
北陸新幹線「軽井沢」駅から、しなの鉄道で「中軽井沢」駅下車、南口から徒歩10分

紅葉プラン(9月1日から11月30日まで)

軽井沢の秋を和食会席でお楽しみいただくプランです。

1泊2食(2名1室/1名様) 和室 **9,600円～**

夏期宿泊プラン (8月31日まで)

1泊2食(2名1室/1名様) 和室 **11,800円～**
・いずれの宿泊プランも1名1室での場合、1泊につき500円の割り増しになります。
・コテージでの宿泊については、お問い合わせください。



コテージ (4月下旬から10月末まで宿泊可能)

融資事業のご案内

詳細は私学事業団ホームページをご覧ください
https://www.shigaku.go.jp/s_yushi_menu.htm

幼稚園・認定こども園に対する 融資条件が一部優遇されます

待機児童問題の解消、安心して子どもを預けられる環境整備を後押しするため、令和5年度の私立幼稚園・認定こども園を対象とする私学事業団の融資について、融資条件が一部優遇されます。

☆ 融資率

園舎等の建築・土地購入 事業費の80%以内 → **95%以内**
園舎等の改修 事業費の75%以内 → **95%以内**

☆ 資産査定額

(直近決算の)純資産の部合計額 × 30%
→ (直近決算の)純資産の部合計額 × **40%**

※上記以外にも融資条件があります。詳しくはホームページをご覧ください。
※所定の審査により、ご希望に添えない場合がございます。

■ 主な事業と融資金利 (令和5年7月現在)

主な事業内容	返済期間 (据置年数含む)			
	30年以内	20年以内	10年以内	6年以内
校(園)舎などの建築・用地取得	年% 1.30	年% 0.90	年% 0.50	年% 0.44
寄宿舎などの建築・用地取得	1.40	1.00	0.60	—
園バスや備品などの購入	—	—	0.50	(5.5年以内) 0.32

※返済期間が30年以内(21年以上)の融資は、原則として融資契約額が10億円以上の場合にご利用いただけます。
※金利は毎月見直しています。なお、金利は融資契約時点の金利が適用され、償還完了までの固定金利となります。

問い合わせ先(私学振興事業本部)

融資部融資課 ☎03(3230)7862~7864、7866~7868
Eメール yushi@shigaku.go.jp